

【開催日時・場所】

平成26年5月27日（火）午後5時00分～午後7時10分

仮庁舎3階大会議室

【出席者】

（委員）50音順

阿久津委員、飯島委員、稲垣委員、大塚委員、佐々木委員、佐藤委員、清水委員、十文字委員、杉田委員、高橋委員、藤本委員、宮内委員

（市）

早瀬子ども部長、井澤子ども部次長、小平子ども保育課長、和田子育て支援課長

児玉保健福祉部主幹、浅野目青少年課長、三角子ども保育課係長、伊東子ども保育課係長、奥山子育て支援課係長

（事務局）

竹田子ども政策課長、小澤子ども部主幹、安達子ども政策課係長、西川子ども政策課主査、石橋子ども政策課主任主事、山下子ども政策課主任主事、金木子ども政策課主事、伊藤子ども政策課主事

【傍聴人数】

2人

【次第】

1. 開会

2. 委員の委嘱について

3. 議題

（1）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて（協議）

（2）子ども・子育て支援新制度に伴う各種基準について（協議）

4. その他

（1）次回会議日程及び議題等について

（2）その他

5. 閉会

【配付資料】

資料1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

資料2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

資料3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

資料4 保育短時間認定における就労時間の下限設定について

資料5 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

【1. 開会】

【2. 委員の委嘱について】

○宮内委員に委嘱状を交付。

【3. 議題】

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて（協議）

<事務局：竹田こども政策課長>

○事務局より、資料1に基づいて説明。

《質疑》

<稲垣会長>

前回の会議では、国の基準をもとに試算されたものが示され、皆様から御意見をいただいた。重複して積算されていたもの等を適切なデータに加工し、それをもとに適切な補正をしたものを御提示いただいた。

また、就学児を対象としたファミリー・サポート・センター事業の量の見込みについては、実績から推計をしていただいた。その上で事務局に確認をするが、今回御提案いただいた事業について、本日の協議である程度確定したいということではよろしいか。

<事務局：竹田こども政策課長>

そのようにお願いしたい。

<大塚委員>

就学児を対象としたファミリー・サポート・センター事業について、平成23年度以降が減少しているのは、個人による重複の利用の影響があるとのことだが、重複利用を度外視した場合にはコンスタントに一定の需要があるのか。また、平成26年4月の会員数しか記載されていないが、会員数の増減を把握しておかないとそれによって量の見込みが変わってくる可能性があるかと思う。

<事務局：竹田こども政策課長>

平成24年度・平成25年度の数値がコンスタントな数値になるかと思うが、大きく数字が変動しているのは、放課後児童会の開所時間が延長していることが理由の一つである。それまで送迎でファミリー・サポート・センターを利用していた方が多かったが、ここ数年、放課後児童会の時間が延長をしているので、その分ファミリー・サポート・センターの利用が減ってきたという実態によるものだと思う。推計は難しいが、1,400～1,500人日まではいかないかと思う。

<市：和田子育て支援課長>

利用会員数は100人程度毎年増えている。

<稲垣会長>

いつ頃まで増え続けるのか。

<市：和田子育て支援課長>

平成20年度からの統計で100人ずつ増加している。子どもの数の推移をみると、これからはそれ程増えないと見込んでいる。

<稲垣会長>

どの程度を起点として今後の推計をするかが重要になるため、そういった御説明をいただけるとありがたい。我々はどの程度の会員数を目安に量の見込みを考えていけばよいのか。

<市：和田子育て支援課長>

まだ見込みを出していないため、今後出していきたい。

<稲垣会長>

個別のケースがあってそれが重なって延べ利用人数になると、本来のスタンダードのラインが見えなくなってしまうため、説明の際に基本的なラインと誤差の見込みを示していただきたい。

子育て短期支援事業のショートステイについて、利用者の特性として、限られた利用者が複数回、長期利用しているとのことだが、この場合の長期とはどの程度なのか。

<市：和田子育て支援課長>

事業の規定が7日間となっており、1回について7日になるが、それを繰り返して利用し、長期になるということである。

<稲垣会長>

計画とは別件になるが、7日を繰り返し利用するのは、家庭の中に個別の問題要因があることが考えられるため心配になる。今回は量的なものだが、繰り返し利用する事例をショートステイとしてカウントしてよいものなのか。別のニーズとして汲み上げるものではないか、気になる部分ではある。

<宮内委員>

子育て短期支援事業のショートステイだが、夫婦ともに病気がちで祖母が見ているものの祖母も具合が悪く利用すべき事例がある。そういったことで繰り返し使っているのではないかと思う。

<稲垣会長>

小さな子が頻繁に利用するのは家庭の事情もあるが、子どもの人権を考えると、ショートステイやレスパイトケアであっても、数だけで分析するということは考えないといけない。

<藤本委員>

病児保育事業について、前回よりも見込みが減っているが、現状としては市内に2か所しかないためこの程度の利用かと思う。利用したいけど連れていけない方も多いかと思うため、施設を増やせば利用者も増えるのではないか。利用者が1日9人しかいないのはどうか。2か所前提ではなく、少しずつでも施設を増やすことを考えると見込みも変わるのではないか。

<事務局：竹田こども政策課長>

エリアに偏りはあり、施設を増やせば利用は伸びるかもしれない。一方で1回あたり数千円という利用料金もあり、ある程度の利用がないと事業が成り立たない。現状の稼働率は65%程度であるため、増やすとなると、稼働率が下がる心配もある。増やすことで、どこかの施設を閉鎖せざるを得ないことも懸念されるため、慎重に検討すべきだと考えている。それも含めて、市としてはファミリー・サポート・センターも合わせて利用していただけるとよいと考えている。ただ、見込みとして現状を1,000人日以上上回っているので、2か所では少ないかと考えている。確保方策については来月以降御意見を伺いたい。

<飯島委員>

子育て短期支援事業（ショートステイ）について、3歳以上の子どもが対象となった場合の受け入れ施設はあるのか。

<市：和田子育て支援課長>

事業の対象児童は、18歳までであることから、ショートステイの受け入れ先となる児童養護施設を探しているところである。小学生で親が急に入院をしてしまった場合は、児童相談所の緊

急一時保護を利用する等で対応している。受け入れ施設の確保は今後の課題となっている。

また、ファミリー・サポート・センターでもショートステイの受け入れをしており、急な出張が入った父子家庭の父親が利用するなど年間数件の利用がある。

<事務局：小澤こども部主幹>

この後、確保方策を定めていくのだが、国ではショートステイの需要に対する確保方策としてファミリー・サポート・センター事業についても確保方策の一つとしてよいことになっている。市の判断になるが、その部分も加えて次回以降御説明したい。

<稲垣会長>

0歳児を預かるとなると、看護師の配置が必要になる。乳児院は元々乳児を預かることに対して専門のスタッフや協力の医療機関との連携ができているため、0～2歳は乳児院の協力を得て対応し、3歳児以降の対応はファミリー・サポート・センターで考える等、子どもの年齢と発達に応じたものが必要である。また、障がい児や特定疾患を持った子どもは、市と乳児院の契約で2歳を超えても預かり可能かどうか、その場合乳児院が県に届け出を出して認可を得る必要があるかと思うが、確保方策を考えていただきたい。

最初の会議でも少し触れたが、習志野市内には児童養護施設がないため、議論をする機会がない。市の子どもが虐待の被害に全くあっていないかというところではないと考えられるため、入所型の施設がないことで、入所している子どもの議論がしにくいことを課題として認識する必要がある。他市の施設にいる習志野市の子どものことも考えていかなければならない。

<大塚委員>

都内の児童養護施設はショートステイやトワイライトステイの利用者が多く、予約でいっぱい状況となっている。児童養護施設を利用する場合、施設の子どもと数日預けられる子どもの双方にとってもストレスになっており、いじめ等の子ども同士のトラブルがあり、職員数も十分でないため手厚い支援が困難になっている。地域で子育てを支えるという視点で、ファミリー・サポート・センターのショートステイが子どもの受け入れ先として更に大事な役割を担うことになると思う。

<稲垣会長>

施設の子どもは施設の使い方や職員との接し方にも慣れている。預けられる子どもは突然見知らぬ大人に囲まれて適応しなければならず、子どもにとって大変なことである。並び立ちにくい利害関係などを並び立たせて守っていく状況なため、ハードだけではなくソフト面でも創意工夫しなければならない。確保方策も量を充足するだけでなく、提供されるサービスの質によって個別の課題に対応できるように工夫すべきである。

<高橋委員>

病児保育事業について、千葉県済生会習志野病院のデータがないのはなぜか。また、病児保育は登録しないと預けられないのか。

<事務局：竹田こども政策課長>

事前登録制のため、健康な時に事前に登録していただいている。実利用人数の把握は困難であり、赤松小児科内科医院については職員が手作業で集計した。保育所入所が決まった時に登録していただくケースが大半であることから、千葉県済生会習志野病院の数値は集計していないが、

同等の数値であると認識している。

<高橋委員>

登録していなければ、利用できないということか。

<市：和田子育て支援課長>

保育所の入所申込時には全員に病児・病後児保育やファミリー・サポート・センターといった子育て支援制度全般の紹介をしており、登録していただくことが多いが、未登録者もいる。未登録者で病気になり必要になった場合は、利用日の当日に登録するなど柔軟に使えるようにしている。

<稲垣会長>

ファミリー・サポート・センターのシステムも契約に基づいた利用になっているので、突発的なものに対応しにくい性格を持っている。

<佐々木委員>

病児保育事業について、量の見込みで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」分の回答を除外しているが、実際には預けたい気持ちもあると思う。どの程度緊急時に希望する方がいるか分からないが、大きく数字が変わらなければその方々も足して見込んではどうか。稼働率等の問題はあるかと思うが、緊急性の高い方には配慮が必要かと思う。

<事務局：竹田こども政策課長>

緊急時の時だけ希望する方みの数値は抑えていないのが実態である。量的には平成25年度の実績1,500人日から2,800人日となっているので妥当ではないかと御提案させていただいた。緊急時については改めて確認させていただきたい。

<稲垣会長>

どの程度のものを緊急時と想定し、どういう内容の事業であれば受け入れられるのか、枠の設定が変わってくるので、精査が困難であるかと思う。事業の特性として、事業者等と契約しながら枠を設定する部分と、行政が責任を持ってサービスを提供できるところで柔軟に受け入れられる部分とがある。自分たちの力量の分析とのマッチングで回答可能になるかと思う。ファミリー・サポート・センターだけでニーズとシーズのバランスを取ってしまうと、政策的には性格の違うニーズとサービスの組み合わせになることもあるので、全体のバランスをみる必要がある。また、新しいサービスを創造していくことも、未来のことを考える時に必要になる。

延べ人数でカウントする部分について、特定の利用者の繰り返しがあり、その方が利用しなくなった場合、見込みが極端に減ると、適切な判断ではなくなってしまうため、一定の枠組みと特例を踏まえた上で妥当な線を推計することが必要である。

前回説明のなかったファミリー・サポート・センターについては、多様な視点から量の見込みを勘案する部分と、確保方策について両方の意見をいただけたため、事務局においては十分に注意して作業を進めていただきたい。

暫定的ではあるが、意見を踏まえながら、事務局提案の量の見込みとして了承してよいか。

<委員>

異議なし。

(2) 子ども・子育て支援事業新制度に伴う各種基準について（協議）

<事務局：竹田こども政策課長>

○事務局より資料2、3に基づいて説明。

《質疑》

<宮内委員>

小規模保育事業とはいわゆる子育てサークルのようなものであるか。

<事務局：竹田こども政策課長>

子育てサークルは公民館等で複数の方に複数の子どもをみてもらうものだと思うが、それとは異なる。ここでは、あくまで公費の給付を受けることができるものとして、認可申請をして、基準を満たし、認可されれば事業が実現可能だが、現状のサークル形態では厳しいかと思う。

<事務局：小澤こども部主幹>

小規模保育事業は、3歳未満児の保育の必要な児童を小規模な施設で預かる保育事業である。

<高橋委員>

日数はどうか。

<事務局：小澤こども部主幹>

基本的には保育所と同様なため、月曜日から土曜日の週5日で、必要のある日となっている。

<高橋委員>

幼児教室等は含まれないのか。

<事務局：小澤こども部主幹>

含まれない。いわゆる保育が必要な子どもに対する事業であり、3歳未満児の需要に対応するものである。

<稲垣会長>

従来の認可型の大きな保育所を作るのはスペース的に無理があるため、機能を小さくして、地域の中の資源を活用しながら子どもが一定の場所で安定した保育サービスを利用できるように、サービスを創設しようとするものである。東京都が保育ママという形で先駆的にやってきたが、保育資格を持った方の自宅の一室等を利用して預かる等、サービスのバリエーションを増やして小さな人数でフォーマルに預かるサービスを新しく作っていきこうというという提案かと御理解いただきたい。

<大塚委員>

家庭的保育事業等の4つの事業に対して、保育の質はどう保障されていくのか。どの事業でも職員のところで、保育従事者は市町村長が行う研修を修了した者としており、家庭的保育者についても、保育士は別として、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者としており、研修の修了が必須とあるが、具体的にどのような研修を想定しているのか。

<事務局：小澤こども部主幹>

質の確保が課題になる。必須の研修の時間は国から定められているが、市として研修計画を策定することになる。習志野市はまだ事業を1つも実施しておらず、今後質の確保をどうしていくのか、研修計画を定め、期間を設けて研修を実施していかなければならないと考えている。近隣の大学の講習を含めて活用できることになっている。研修を修了した者でも構わないことになる

が、本当にそれでよいのか、保育士に加えて研修を修了した者であればよいが、研修だけで質が確保されるのか、検討して提案したい。

市としては、家庭的保育事業については1対1保育でありリスクが否めないことから進んで取り組んでいない。しかし、国が定める事業であり、保育需要量に不足がある以上、事業者が参入を申請してきた場合、拒むことができない。市としてはこの基準を定めて、対応することになっているので、ハードルを高くして安全安心を確保できることを考えて基準に盛り込んでいきたい。

<大塚委員>

国が示している研修の内容を教えてください。

<事務局：小澤こども部主幹>

基礎研修として講義が21時間、実習が2日以上となっている。加えて、保育士以外の者は認定研修として講義等で40時間、実習が48時間の計88時間となっている。家庭的保育経験のない者については、講義等で40時間、実習が48時間、さらに保育実習が20日間となっている。内容については確認できていない。

<稲垣会長>

実習は小規模保育や家庭的保育の場所で実習するのか、それとも一般的な保育所か。

<事務局：小澤こども部主幹>

家庭的保育事業等は連携施設を設ける必要がある。実習は、この連携施設で行うことになると思う。

<清水委員>

一般家庭で保育を行うのはよいと思う。0～2歳の待機児童が多いので、市の中で家庭的保育事業等が増えることは望ましいと思っている。また、市としてこどもセンター等と連携を取りながら、相談機能や家庭訪問等も活かして、市のこども園の高い水準が一般家庭の中に浸透するとよい。

ベビーシッターはどこの枠組みで考えているのか。また、障がい疑われる子どもの対応は市で支えていただけると預かる側も安心する。

<稲垣会長>

バックアップ機能の充実かと思う。育ち辛さを抱えた子どもが多いので、3歳までは自分で言語化して伝えることが難しい。特定の保育者、協力者があって理解できる場所。どんなに子育て経験があっても、違ったニーズを持つ子どもを預かるとなると、緊張感や困難もあるので、こういったことに対するバックアップシステムがスーパービジョンであったり、レスパイトであったり、連携施設の機能の充実も併せて考えることが必要である。

<佐々木委員>

特定教育・保育施設の運営に関する基準の定員の遵守について、これまでの市の説明は、弾力的な運用で受入れ人数を増やし、時期がきたら元に戻すということだったかと思う。弾力的な運用がだめだということで一部定員を増やして戻したりすることは大変かと思うが、いつから定員の再検討を実施するのか教えてください。

また、障がいを抱えている子どもが保育所に入るにあたって、認可保育所ではあまり見かけない。その場合公立がメインなのか、定員に対して何%かを入れる等するのか。

<事務局：小澤こども部主幹>

現在、公立保育所は県の旧基準に従って定員を決めている。平成25年の8月に県基準が変わった。法律上定員は上回ってはいけないため、確保方策の中で、定員で需要量をどこまで確保できるか、それを定めていかなければならない。公立施設は早急に定員の見直しを行う必要もある。ただ、平米数のみの問題ではなく、実態も踏まえて検討していきたい。

障がいのある子どもについては、新制度では余程の欠格事由がない限りは受け入れを拒否してはならないと法律で定めている。公民関わらず、参入する施設はこれが適用される。ただ、市として後方的な支援をする必要があると考えている。

<稲垣会長>

ベテランの保育士でも大規模な施設で職員チームが整っていて、管理者やその他の専門家がそろっている中で子どもをみると、小規模で自分の責任ですべてを把握しなければならないのでは大きくストレスが変わってくる。アクシデントで自分の手がかかりきりになった時、他の子をどうするのか、大規模であれば代替りの職員がいるが、小規模では代替りの職員がいない。既に児童養護施設の小規模化の中で、6対1や8対1という関係で様々な課題が出ており、小規模の難しさが顕在化している。子どもにとって安心して安定した保育を受けられる可能性がある一方で、葛藤が生じた時に代替りがいないのは子ども・職員互いにづらい。国の基準では1人でもいいということだが、やはり厚目の保育体制が望ましいし、大人でも相談をし、支えあうことも必要になる。

また、連携施設との距離感も大切。何かあった時に「ハウ・レン・ソウ」が速やかに通じ、かつ、人の動線が確保されている等の体制的な整備も必要である。先行している事例の中で、見受けられるリスクを勘案したうえで検討してほしい。

<事務局：小澤こども部主幹>

連携施設が重要になる。緊急時には職員の代替保育等のシステムがあり、その部分では国の定めるものに従っていきたい。また、1対1保育については、何らかの基準を加えて、なるべく1対1ではない形が取れるよう考えていきたい。

<佐々木委員>

保育従事者に関して、感染症等の予防に対して予防接種があるかと思うが、市としては計画的に受けさせるのか。現状ではその費用に関して負担に感じているという話を聞いているが、その部分について手厚くしていただけるのかどうか伺いたい。

<事務局：小澤こども部主幹>

はしか等の予防接種は雇用段階で抗体を持っているかどうか確認をしている。市として負担はしていない状況である。予防接種は義務ではないが、子どもに関わるので、補助は出していないが、市として受けるようお願いをしている。

<稲垣会長>

小規模保育で食事の提供はどのように想定されているか。

<事務局：小澤こども部主幹>

自園調理提供が原則となる。どう定めるかはこれから検討となる。

<稲垣会長>

栄養士が全体にいればよいが、小規模に調理師が配置できず、保育者が食事をつくるとなると、腸内細菌の検査が毎月必要となる。

<事務局：小澤こども部主幹>

現状では予算化をして実施している。小規模保育事業は市が認可する事業で、本来市が行うべき事業なので、予算をつけて検査をすることになると思われる。

<会長>

その場合、職員が2人いればよいが、1人では大変である。具体的なところで小規模化することは仕事を分散することで、リスクマネジメントの項目も増えるので、よいことばかりではない。子どもを守ることに注意して、十分勘案していただきたい。質の確保をどうするのか、対応可能な部分は示してほしい。

<事務局：竹田こども政策課長>

○事務局より、資料4に基づいて説明。

質疑については、次回行うこととなる。

<市：浅野目青少年課長>

○市より、資料5に基づいて説明。

質疑については、次回行うこととなる。

【4. その他】

(1) 次回会議日程及び議題等について

- 6/24 (火) 17:30~19:30 仮庁舎3階 大会議室
- 議題「子ども・子育て支援新制度に伴う各種基準について（協議）」
「放課後児童健全育成事業の量の見込みについて（協議）」

(2) その他

<事務局：竹田こども政策課長>

会議録について、これまで発言者名をアルファベット表記していたが、「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」の改正により、今後は発言者名を掲載することとなるが問題ないか。

<委員>

異議なし。

<事務局：竹田こども政策課長>

また、同意をいただいた場合、委員名簿に性別・職業等を掲載し公表をすることになる。本日配付した「意向確認書」に回答をお願いしたい。

【5. 閉会】

【所属課】

こども政策課

電話番号：047-451-1151（内線 442・433）

FAX 番号：047-453-5512